

首都圏中央連絡自動車道 柳橋高架橋(鋼上部工)工事

番号	質問箇所	質問事項	回答
1	入札公告	2 競争参加資格「(5)同種工事b 多軸式特殊台車架設工法により支間長30m以上ある鋼桁橋を架設した工事」について、多軸自走台車を利用して桁を運搬し、トラッククレーンでの架設を行った工事実績についても同種工事として認められるでしょうか。ご教示願います。	トラッククレーンでの架設は多軸式特殊台車架設工法の実績として認めません。
2			
3			
4			
5			
6			